

第 8 次宮崎県医療計画中間見直しの骨子（案）について

医療政策課

1 中間見直しの考え方

(1) 見直しの趣旨

本計画は、医療法第 30 条の 4 の規定に基づき、本県の医療施策の方向を明らかにする基本計画として令和 6 年 3 月に策定しており、今年度末に策定から 3 年が経過することから、同法第 30 条の 6 の規定に基づき、中間見直しを行う。

(2) 見直しの方針（案）

今回の見直しにあたっては、現行計画策定後の医療を取り巻く状況の変化等を踏まえ、以下の項目について見直しを行う。

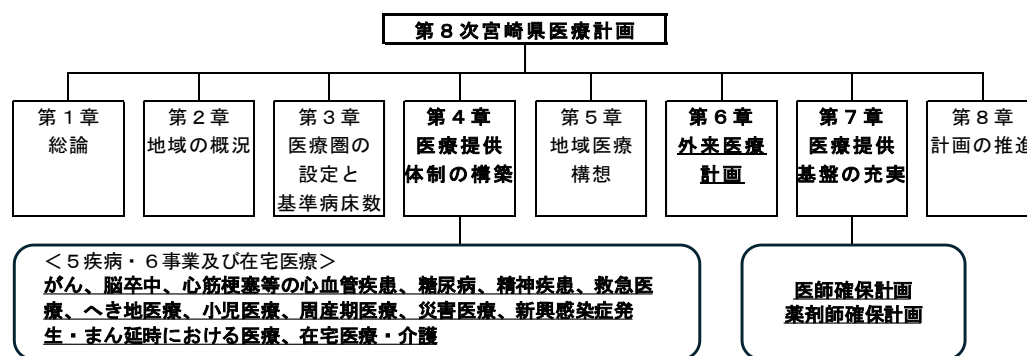
なお、今回見直しを行わない事項については、現行計画の内容を継続することとし、中間見直しに関する内容については、現行計画の別冊としてとりまとめる。

○ 5 疾病・6 事業及び在宅医療・介護

○ 外来医療計画

○ 医師確保計画

○ 薬剤師確保計画



2 中間見直しの主な内容（案）

資料 2 のとおり

3 第8次宮崎県医療計画（中間見直し）の構成（案）

第1章 総論

- 第8次宮崎県医療計画の概要
 - ・ 計画の趣旨、計画の位置付け、計画の期間
- 中間見直しの考え方
 - ・ 中間見直しの趣旨、中間見直しの方針
- 現行計画の評価結果
 - ・ 目標の進捗、中間見直しの内容

第2章 評価結果を踏まえた計画の変更

- 5 疾病・6 事業及び在宅医療に係る医療提供体制の構築
- 外来医療計画
- 医師確保計画
- 薬剤師（薬剤師確保計画）

4 今後のスケジュール（予定）

- 令和8年 9月 県議会常任委員会へ報告（計画（骨子））
 - 1 1月 第3回医療審議会医療計画等部会（計画（素案））
計画（素案）に係るパブリック・コメント
 - 1 2月 県議会常任委員会へ報告（計画（素案））
第3回医療審議会及び第4回医療審議会医療計画等部会
合同開催（計画（案））
医療審議会答申
- 令和9年 2月 県議会定例会（計画（案）の議案提出）